

(2) 平成 23 年度事業計画について

当財団寄付行為第 4 条の事業に基づき、平成 23 年度事業計画を下記の通り策定する。

1) 業務執行理事職を新設し、財団法人朝陽会の事業計画策定や業務活動管理を強化する。

- ・ 過去 財団の業務は平成 15 年度までは新宿高校の事務室が全て処理していた。  
東京都からの経費節減要求が大になるにつれ朝陽同窓会の負担が増加した。
- ・ 現況 当初は有償であったが、現在は朝陽同窓会の事務局が無償で肩代わりしている。
- ・ 必要性 賛助金収入が減るにつれ、財団法人朝陽会の財政状況は悪化している。  
適任者を任命して長期収支改善計画を策定し、立て直しを図る必要がある。
- ・ 費用 週一回の勤務として月 2 万 4 千円を支払う。
- ・ 任命 総務部で適任者を探し、理事会に諮る。
- ・ 権限 事業計画の立案、事業活動の監督、理事会評議員会の開催案内や議案書の作成、  
ならびに議事録の作成、予算案や決算案の作成、物品やサービスの購買の締結、  
外部官庁や地元との渉外、など
- ・ 権限外 会計書類の作成、会計書類の承認、館山寮の受付処理などは当分朝陽同窓会が無償  
で処理する。

2) 各種教育活動の援助に関する事業 (第 4 条第 1 項)

- ・ 新宿高等学校第 1 学年臨海教室、および部活動夏季合宿に館山寮を提供する。
- ・ 凶書の寄贈を行う。

3) 臨海施設等校外施設の拡充整備、管理運営に関する事業 (第 4 条 2 項)

- ・ 館山寮の開設
  - － 館山寮の開設期間 平成 23 年 7 月 16 日から 8 月 21 日
  - － 臨海教室の実施期間 平成 23 年 7 月 24 日から 8 月 8 日  
+ 第 1 学年生徒全員対象 (第 1 期から第 4 期 各 3 泊 4 日)
  - － 水泳部夏季合宿 平成 22 年 8 月 9 日から 8 月 12 日
  - － 臨海教室以外の日は同窓生や一般利用者へ寮を開放
- ・ 館山寮の維持管理
  - － 火災報知設備保守管理や受水槽清掃、浄化槽清掃及び保守管理
  - － 今年度は小規模な修理以外は実施しない。
- ・ 水上寮
  - － 寮舎閉鎖のための積み立て 50 万円を継続する。

4) 都立新宿高等学校関係者相互の交誼を厚くする事業 (第 4 条第 3 項) 及びその他の事業 (第 4 条第 4 項)

- ・ 平成 24 年度の新宿高校創立 90 周年を祝賀するため、元 P T A 役員を中心にした会を組織してイベントを催す。
- ・ 朝陽同窓会に代わり、朝陽バラ会に対し援助を行う。